

令和7年度

富士見町結婚新生活支援補助金

新婚生活を応援します！

結婚に伴う新生活のスタートアップ費用の補助を行います

対象世帯

夫婦ともに

39歳以下

令和7年1月1日～令和8年3月
31日までに婚姻届けを提出し、
受理された夫婦

補助金額

基本

30万円

夫婦ともに30歳未満の
新婚世帯の場合

60万円

所得制限

夫婦の合計所得が

500万円

未満の方

対象経費

補助対象は令和7年4月1日～令和8年3月31日に支払った次の経費です

- ・婚姻に伴う新築購入費用(婚姻日から1年以内)または住宅賃貸費用、引越し費用
- ・住宅リフォーム費用(婚姻日から1年以内)

ただし、次の経費は対象外です

- ・倉庫、車庫に係る工事費用
- ・門、フェンス、植栽などの外構に係る工事費用
- ・エアコン、洗濯機等の家電及び家具の購入・設置に係る費用

【問合せ先】

富士見町役場 総務課まちづくり推進係

TEL 0266-78-8187

Mail machi@town.fujimi.lg.jp